

自立支援医療（育成医療）の給付を申請される方へ

2021. 4. 1

自立支援医療（育成医療）は**事前申請**です。入院・手術・通院の予定が決まりましたら、できるだけ早く、区役所3F子ども総合相談窓口か各すこやか福祉センターへ申請してください。

【制度の概要】

この制度は体、眼、耳、口、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓機能障害、先天性の内臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある方で手術などにより確実な治療効果が期待できる方に必要な医療の給付を行うものです。給付が決定されますと、受給者証が交付されます。指定医療機関等の窓口を受給者証と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

【必要書類】 ※申請の際には、健康保険証を必ずお持ちください

1 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書	保護者の方が記入してください。
2 自立支援医療（育成医療）意見書	※申請(受理)前3か月以内のもの。 主治医の先生に記入、押印してもらってください。また、病院の会計担当窓口へ、手続きの確認をしてもらってください。※免疫の機能障害の給付申請の場合は、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害意見書」も併せて提出してください。
3 世帯調書	保護者の方が記入してください。
4 住民税（非）課税証明書（裏面表参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入・・・健康保険に加入している方全員（高校生以下は不要） ・国民健康保険以外・・・被保険者の分（保険料を支払っている方の分） ・住民税非課税の場合は、加入保険に関係なく保護者全員分 ・生活保護受給世帯の方は保護受給証明書
5 健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入・・・健康保険に加入している方全員 ・国民健康保険以外・・・被保険者の分（保険料を支払っている方の分）と患者分
6 マイナンバーに係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙のマイナンバーについての用紙を必ずお読み下さい。 また、マイナンバーに係る書類を提出していただくことで、4住民税（非）課税証明書を省略することができます。

【給付の対象等】

1 給付の対象	<p>満18歳未満の方で、現在下記の機能障害（将来機能障害が見込まれるものも含む）があり、入院・手術により機能回復が見込まれるもの</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <ul style="list-style-type: none"> ①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、 ④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤心臓障害、⑥腎臓機能障害、 ⑦小腸機能障害、⑧肝臓機能障害、⑨その他の内臓障害 ⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害 </div> <p>※特別区民税所得割額が23万5千円未満であること。（23万5千円以上であっても「重度かつ継続」に該当すれば対象になる場合もあります※1） ※歯科矯正・リハビリ、免疫機能の障害等については、通院のみでも対象です。 ※そけいヘルニア・陰のう水腫・臍ヘルニアは対象外です。 ※治療用装具を着装した場合は、健康保険から給付されない残額について育成医療で給付します。（装具代金の1割は自己負担）医療券交付の際、請求方法等の説明書を同封しますので、お読みください。</p>
2 自己負担額	<p>医療費の1割分。指定医療機関等の窓口でお支払いください。（ただし、当分の間、保護者の所得等により負担上限額が設定されています※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 入院時の食事代は自己負担となります。 ◎ 受給者証が送付される前に既に医療費を支払い済みの場合、医療機関で精算してください。（支払い済みの医療費を中野区に請求することはできません。） ◎ 一部負担金は他の医療制度（乳幼児医療助成等）で補てんされる場合があります。
3 受給者証の有効期間	<p>意見書に記載されている治療見込み期間に基づき有効期間を決定します。 ただし、手術後の通院は原則として90日までが対象です。</p>
4 医療機関	<p>指定育成医療機関及び薬局（都外も含まれます）</p>
5 その他	<p>受給者証の有効期間を過ぎて治療を続ける必要がある場合、所定の手続きが必要</p>

◎必要となる住民税課税証明書の区分について

	提出書類	1月～3月に 治療開始	4月～6月に 治療開始	7月～12月 治療開始
住民税課税証明書 (非課税の方も)	右の年度の住民税課税証明書	当該年度分	前年度分	当該年度分
生活保護を受けて いる世帯の方	生活保護受給世帯であることの証 明書			

※1 重度かつ継続に該当する方

○腎臓機能障害 ○小腸機能障害 ○免疫機能障害 ○心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法を行う者)○肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法を行う者) ○医療保険多数該当(自立支援医療の申請前12か月以内に医療保険において高額療養費の支給されている月数が医療保険世帯で3か月以上ある場合)

※2 所得区分と自己負担上限額

所得区分		自己負担上限額 (1か月)	重度かつ継続 (※1)に該当
生保	生活保護世帯	0円	
低1	住民税非課税(保護者収入80万円以下)	2,500円	
低2	住民税非課税(保護者収入80万円を超える)	5,000円	
中間1	住民税課税額(所得割額)33,000円未満	★5,000円	5,000円
中間2	住民税課税額(所得割額) 33,000円～235,000円未満	★10,000円	10,000円
一定以上	住民税課税額(所得割額)235,000円以上	育成医療対象外	★20,000円

★ 令和6年3月31日までの経過措置

【受給者証交付後について】 下記の変更があった場合、手続きが必要となります。

- ① 健康保険証の変更・・・新しい保険証のお届けが必要です。(受給者証記載事項変更届)
- ② 医療機関・治療内容の変更・・・新しい医療機関の意見書が必要です。(変更申請書)
- ③ 入院日が変更になった時・・・受給者証の変更が必要になります(受給者証再交付申請書)。
- ④ 治療期間が延び有効期間の延長が必要な場合・・・再度新規申請が必要です。
- ⑤ 中野区内で住所変更した時・・・受給者証の変更が必要になります(受給者証記載事項変更届)。
- ⑥ 受給者証を紛失した場合・・・再交付申請書が必要です。
- ⑦ 中野区から転出する場合・・・受給者証を返却してください(転出先では新規申請が必要です)

※紛失以外、いずれの手続きの際も受給者証が必要です。受給者証をご用意の上お電話にてご連絡を。

【申請・問い合わせ先】

中野区役所3階11番子ども総合相談窓口 電話3228-5484

中部すこやか福祉センター 電話3367-7788

北部すこやか福祉センター 電話3388-0240

南部すこやか福祉センター 電話3380-5551

鷺宮すこやか福祉センター 電話3336-7111